

令和 7 年第 1 回南島原市教育委員会定例会

日時 令和 7 年 1 月 2 7 日（月）午後 2 時
場所 南有馬庁舎 2 階会議室 1

議事日程

第 1 開会

第 2 前回会議録の承認

第 3 会議録署名人の指名

第 4 教育長・各課室報告

第 5 議案審議

議案第 1 号 南島原市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例について

議案第 2 号 南島原市教育支援委員会の答申について

報告第 1 号 学校歯科医の変更について

第 6 その他

（1）準要保護児童生徒就学援助の認定について

（2）次回教育委員会定例会の開催について

（3）その他

第 7 閉会

令和7年 第1回南島原市教育委員会定例会 教育長報告

○令和6年12月の諸会議並びに諸行事

- 24日(火) 9:30 部局長会議(西有家庁舎)
10:30 市表彰審査会(西有家庁舎)
14:00 令和6年 第12回南島原市教育委員会定例会(南有馬庁舎)
- 26日(木) 9:30 イタリア派遣報告会(西有家庁舎)
- 27日(金) 15:00 令和6年仕事納め式(西有家庁舎)
- 29日(日) 20:00 年末警戒(北有馬地区)
- 30日(月) 20:00 年末警戒(布津地区)

○令和7年1月の諸会議並びに諸行事

- 4日(土) 12:30 令和7年南島原市二十歳のつどい(コレジヨ)
- 5日(日) 8:30 令和7年南島原市消防出初式(コレジヨ)
- 6日(月) 9:00 令和7年仕事始め式(西有家庁舎)
16:30 校長会来庁(南有馬庁舎)
- 8日(水) 15:00 第1回市町別教育長人事ヒアリング(県庁)
- 10日(金) 17:00 南島原市商工会 第12回新春賀詞交歓会(深江町)
- 16日(木) 17:00 ミュージカル「ALICE」公演(コレジヨ)
- 17日(金) 10:00 管理職研修(コレジヨ)
- 20日(月) 19:00 令和6年度 第2回南島原市健康づくり推進協議会(南有馬庁舎)
14:00 第2回市町別教育長人事ヒアリング(オンライン)
- 22日(水) 13:00 第17回 B&G全国サミット(東京都)～23日
- 24日(金) 10:00 ハラスメント防止研修(西有家庁舎)
18:30 三市校長会情報交換会(雲仙市)
- 25日(土) 13:30 令和6年度 第3回「地域の力を考える集い」(オアシス)

令和7年 第1回南島原市教育委員会定例会 各課室報告

○教育総務課

- 1月14日 本庁・支所在り方検討委員会
- 1月20日 【竣工検査】小林小学校校舎外壁等改修工事
- 1月22日 会計年度任用職員面接（学校用務員）

○学校教育課

- 1月8日 小・中学校第3学期始業式
第1回市町別教育長人事ヒアリング（県庁）
- 1月17日 コミュニティ・スクール市町教育委員会担当者研修会（出島交流会館）
- 1月19日 英検Jr. 学校版（カムス）
- 1月20日 第2回市町別教育長人事ヒアリング（オンライン）
第2回生徒指導推進協議会（県教育センター）
三市特別支援教育連絡協議会第2回代表者会（雲仙市）
- 1月24日 島原翔南高校総合学科発表会（島原翔南高校）
三市校長会情報交換会（雲仙市）

○生涯学習課

- 1月4日 二十歳のつどい（コレジヨ）
- 1月16日 ミュージカル「ALICE」公演（コレジヨ）
- 1月17日 社会教育施設照明設備賃貸借プロポーザル審査会（南有馬庁舎）
- 1月19日 第23回セミナリヨ版画展審査会（一次審査）（コレジヨ）～20日
- 1月22日 B&G全国サミット（東京都）
- 1月23日 第23回セミナリヨ版画展審査会（最終審査）（コレジヨ）～24日
- 1月25日 第3回社会教育委員兼公民館運営審議会委員会議及び研修会（オアシス）
第3回地域の力を考える集い（オアシス）
第67回九州地区スポーツ推進委員研究大会（熊本城ホール）～26日
南島原市スポーツ講演会（深江ふるさと伝承館）

○文化財課

- 12月27日 口之津歴史民俗資料館リーフレット印刷業務：契約
- 1月6日 原城跡雨水排水整備工事に伴う市道の通行止め（～3月25日）
- 1月10日 旧長崎税関口之津支署庁舎修繕工事：完了
- 1月26日 口之津歴史民俗資料館防災訓練

○世界遺産推進室

- 12月24日 第3回「潜伏キリシタン関連遺産」情報交流会（リモート参加）
- 1月4日 日本のキリシタン史サテライト公開講座（カムス）毎月第1・第3土曜
- 1月14日 ガイドの会4役会議（有馬キリシタン遺産記念館）
- 1月22日 南蛮菓子づくりワークショップ（加津佐総合福祉センター希望の里）

議案第 1 号

南島原市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例について

提案理由

北有馬歴史民俗資料館を廃止するため、所要の改正を行うもの。

令和 7 年 1 月 2 7 日提出

南島原市教育委員会
教育長 松本 弘明

南島原市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例

南島原市歴史民俗資料館条例（平成18年南島原市条例第92号）の一部を次のように改正する。

第2条の表南島原市北有馬歴史民俗資料館の項を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

区分		一般	高校生	小中学生
南島原市口之津歴史民俗資料館入館料（分館入館料込）	個人	1人200円 (100円)	1人150円 (70円)	1人100円 (50円)
	団体（20人以上）	1人150円 (70円)	1人100円 (50円)	1人70円 (30円)

備考 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者は、（ ）書の金額とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

南島原市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧	解説																																					
(名称及び位置) 第2条 資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>南島原市口之津歴史民俗資料館</td><td>南島原市口之津町丙4358番地6</td></tr><tr><td>南島原市口之津歴史民俗資料館分館</td><td>南島原市口之津町甲16番地7</td></tr></table>	名称	位置	南島原市口之津歴史民俗資料館	南島原市口之津町丙4358番地6	南島原市口之津歴史民俗資料館分館	南島原市口之津町甲16番地7	(名称及び位置) 第2条 資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>南島原市北有馬歴史民俗資料館</td><td>南島原市北有馬町乙462番地1</td></tr><tr><td>南島原市口之津歴史民俗資料館</td><td>南島原市口之津町丙4358番地6</td></tr><tr><td>南島原市口之津歴史民俗資料館分館</td><td>南島原市口之津町甲16番地7</td></tr></table>	名称	位置	南島原市北有馬歴史民俗資料館	南島原市北有馬町乙462番地1	南島原市口之津歴史民俗資料館	南島原市口之津町丙4358番地6	南島原市口之津歴史民俗資料館分館	南島原市口之津町甲16番地7	【第2条の条文の内容】 資料館の名称及び位置について規定したもの。 【第2条の改正内容】 南島原市北有馬歴史民俗資料館の項を削るもの。																							
名称	位置																																						
南島原市口之津歴史民俗資料館	南島原市口之津町丙4358番地6																																						
南島原市口之津歴史民俗資料館分館	南島原市口之津町甲16番地7																																						
名称	位置																																						
南島原市北有馬歴史民俗資料館	南島原市北有馬町乙462番地1																																						
南島原市口之津歴史民俗資料館	南島原市口之津町丙4358番地6																																						
南島原市口之津歴史民俗資料館分館	南島原市口之津町甲16番地7																																						
別表第1（第4条関係） <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>一般</th><th>高校生</th><th>小中学生</th></tr><tr><td rowspan="2">南島原市口之津歴史民俗資料館入館料（分館入館料込）</td><td>個人</td><td>1人200円 (100円)</td><td>1人150円 (70円)</td><td>1人100円 (50円)</td></tr><tr><td>団体（20人以上）</td><td>1人150円 (70円)</td><td>1人100円 (50円)</td><td>1人70円 (30円)</td></tr></table>	区分		一般	高校生	小中学生	南島原市口之津歴史民俗資料館入館料（分館入館料込）	個人	1人200円 (100円)	1人150円 (70円)	1人100円 (50円)	団体（20人以上）	1人150円 (70円)	1人100円 (50円)	1人70円 (30円)	別表第1（第4条関係） <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>一般</th><th>高校生</th><th>小中学生</th></tr><tr><td rowspan="2">南島原市北有馬歴史民俗資料館入館料</td><td>個人</td><td>1人200円 (100円)</td><td>1人150円 (70円)</td><td>1人100円 (50円)</td></tr><tr><td>団体（20人以上）</td><td>1人150円 (70円)</td><td>1人100円 (50円)</td><td>1人70円 (30円)</td></tr><tr><td rowspan="2">南島原市口之津歴史民俗資料館入館料（分館入館料込）</td><td>個人</td><td>1人200円 (100円)</td><td>1人150円 (70円)</td><td>1人100円 (50円)</td></tr><tr><td>団体（20人以上）</td><td>1人150円 (70円)</td><td>1人100円 (50円)</td><td>1人70円 (30円)</td></tr></table>	区分		一般	高校生	小中学生	南島原市北有馬歴史民俗資料館入館料	個人	1人200円 (100円)	1人150円 (70円)	1人100円 (50円)	団体（20人以上）	1人150円 (70円)	1人100円 (50円)	1人70円 (30円)	南島原市口之津歴史民俗資料館入館料（分館入館料込）	個人	1人200円 (100円)	1人150円 (70円)	1人100円 (50円)	団体（20人以上）	1人150円 (70円)	1人100円 (50円)	1人70円 (30円)	【別表1の内容】 入館料について規定したもの。 【別表の改正内容】 南島原市北有馬歴史民俗資料館の項を削るもの。
区分		一般	高校生	小中学生																																			
南島原市口之津歴史民俗資料館入館料（分館入館料込）	個人	1人200円 (100円)	1人150円 (70円)	1人100円 (50円)																																			
	団体（20人以上）	1人150円 (70円)	1人100円 (50円)	1人70円 (30円)																																			
区分		一般	高校生	小中学生																																			
南島原市北有馬歴史民俗資料館入館料	個人	1人200円 (100円)	1人150円 (70円)	1人100円 (50円)																																			
	団体（20人以上）	1人150円 (70円)	1人100円 (50円)	1人70円 (30円)																																			
南島原市口之津歴史民俗資料館入館料（分館入館料込）	個人	1人200円 (100円)	1人150円 (70円)	1人100円 (50円)																																			
	団体（20人以上）	1人150円 (70円)	1人100円 (50円)	1人70円 (30円)																																			
備考 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者は、（ ）書の金額とする。	備考 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者は、（ ）書の金額とする。																																						

南島原市歴史民俗資料館条例

平成18年3月31日

条例第92号

(設置)

第1条 歴史民俗、産業、自然科学に関する資料を収集保存し、教育的配慮のもとに一般公衆の観覧に供し、文化の向上に資するため、南島原市歴史民俗資料館（以下「資料館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
南島原市口之津歴史民俗資料館	南島原市口之津町丙4358番地6
南島原市口之津歴史民俗資料館分館	南島原市口之津町甲16番地7

(管理)

第3条 資料館は、南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

2 資料館に、館長又は管理員を置くことができる。

(入館料)

第4条 資料館に入館しようとする者（以下「入館者」という。）は、別表第1に定める入館料を納入しなければならない。ただし、教育委員会は、特別の事由があると認めるときは、入館料を減免することができる。

2 特別の展示を行う場合、教育委員会は、その都度入館料を定め、徴収することができる。

(入館の制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、資料館の観覧を許可せず、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、設備及び資料を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 資料館の管理上支障があると認めるとき。

(利用の許可)

第6条 南島原市口之津歴史民俗資料館多目的ホールを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 多目的ホールの利用が営利目的であると認めるとき。
- (3) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) 施設の管理上支障があると認めるとき。
- (5) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

3 教育委員会は、資料館の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可について条件を付することができる。

(使用料)

第7条 前条第1項の許可を受けた者は、別表第2に定める使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、利用の許可の際に納入しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰さない理由により、利用することができないとき。
- (2) 利用日の7日前までに利用許可の取消しを申し出て、承認を得たとき。

(損害の賠償)

第9条 入館者又は利用者が、故意又は過失によって、施設、設備及び資料をき損し、又は亡失したときは、教育委員会の指示に従い、直ちに原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、管理運営に必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の北有馬町歴史民俗資料館の設置及び管理等に関する条例（平成17年北有馬町条例第7号）又は口之津町歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例（昭和55年口之津町条例第20号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第4条関係）

区分		一般	高校生	小中学生
南島原市口之津歴史民俗資料館入館料（分館入館料込）	個人	1人200円 (100円)	1人150円 (70円)	1人100円 (50円)
	団体（20人以上）	1人150円 (70円)	1人100円（50円）	1人70円 (30円)

備考 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者は、（ ）書の金額とする。

別表第2（第7条関係）

区分	単位	料金
南島原市口之津歴史民俗資料館多目的ホール使用料	1時間	600円（空調込）

備考 1時間に満たない場合は、これを1時間として計算する。

議案第 2 号

南島原市教育支援委員会の答申について

提案理由

南島原市教育支援委員会から、本市に居住する心身に障害のある児童生徒（就学前の幼児を含む）に対し、それぞれの能力に応じた教育が受けられるよう、その判定と就学支援の適正を期するための答申が出された。

このことに伴い、南島原市教育委員会で審査する必要があるので提案する。

令和 7 年 1 月 2 7 日提出

南島原市教育委員会
教育長 松本 弘明

報告第 1 号

学校歯科医の変更について

提案理由

学校保健安全法第 23 条に基づき学校歯科医を変更したため、南島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第 5 条の規定により報告する。

令和 7 年 1 月 27 日提出

南島原市教育委員会
教育長 松本 弘明

令和6年度 南島原市立小学校・中学校学校歯科医名簿

町名	学校名	学校歯科医	院名	摘要
深江町	深江小学校	泉 卓歩	泉歯科医院	
	小林小学校	小嶺 隆一	小嶺歯科医院	R7.1.8より
	大野木場小学校	泉 卓歩	泉歯科医院	
	深江中学校	泉 卓歩	泉歯科医院	R7.1.8より
布津町	布津小学校	古瀬 雄二郎	有家ふるせ歯科口腔外科クリニック	
	飯野小学校	小嶺 隆一	小嶺歯科医院	
	布津中学校	佐藤 晃一	さとう歯科クリニック	
有家町	有家小学校	松島 俊一郎	まつしま歯科医院	
	堂崎小学校	佐藤 晃一	さとう歯科クリニック	
	有家中学校	小嶺 陽	あきらデンタルクリニック	
西有家町	西有家小学校	入江 俊英	イリエ歯科クリニック	
	西有家中学校	高橋 昌臣	高橋歯科医院	
北有馬町	有馬小学校	本多 洋哉	本多歯科医院	
	北有馬中学校	草野 眞夫	草野歯科医院	
南有馬町	南有馬小学校	菅 徳明	菅歯科医院	
	南有馬中学校	本多 洋哉	本多歯科医院	
口之津町	口之津小学校	中尾 美和	みわ歯科	
	口之津中学校	荒木 敬子	八木歯科医院	
加津佐町	加津佐小学校	渡邊 真一郎	わたなべ歯科・矯正歯科	
	野田小学校	山崎 柳太郎	山崎歯科医院	
	加津佐中学校	立川 安彦	立川歯科医院	